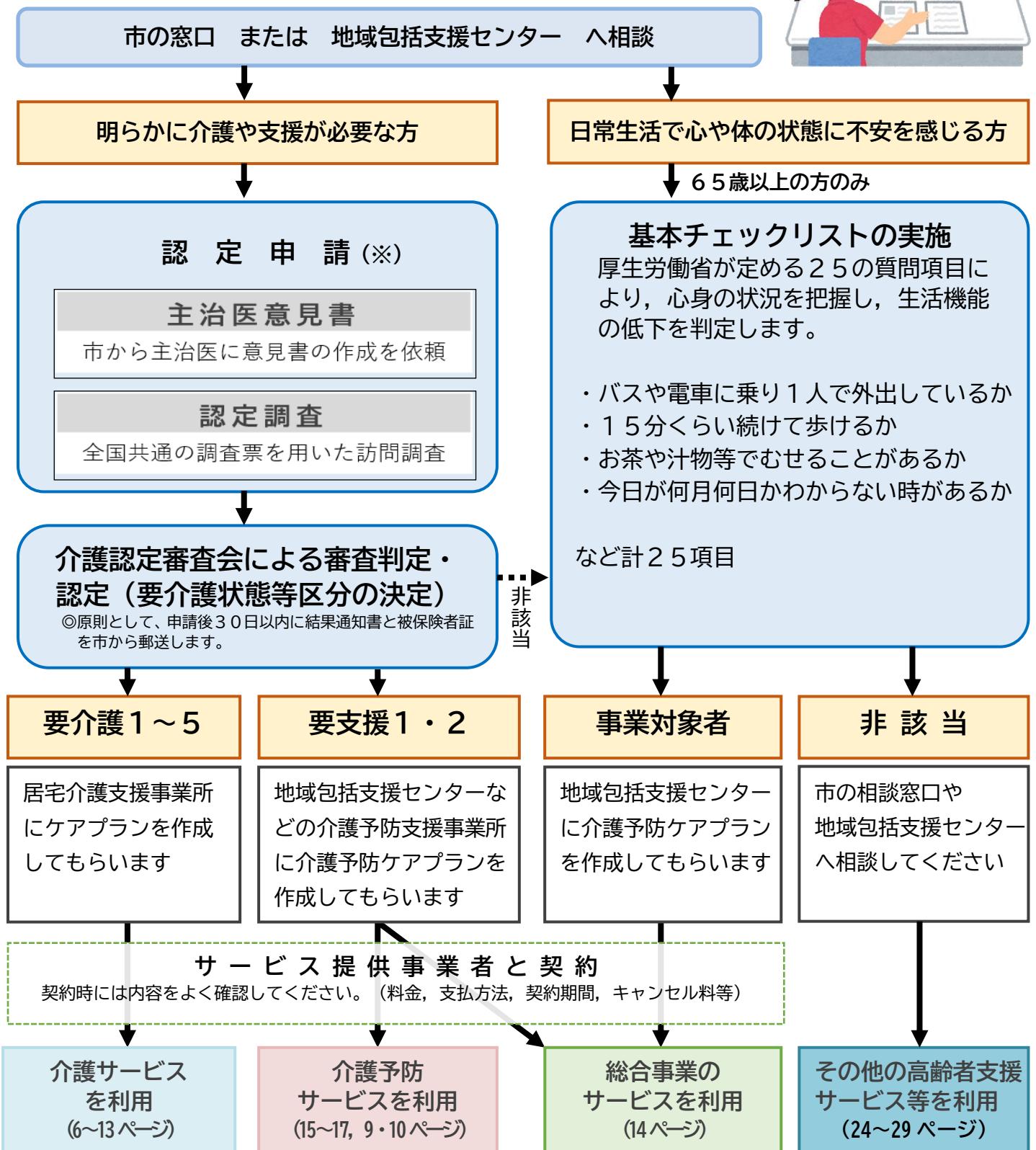


介護保険サービスを利用するには

介護保険サービスを利用する前に、どのくらいの介護が必要であるかの認定を受けることが必要です。サービスの利用をお考えの方は、市の相談窓口（34ページ）または「地域包括支援センター」（31ページ）までご相談ください。



※ 申請の際に必要となるものは、「介護保険の被保険者証」、「40～64歳の方は医療保険の被保険者証」です。
※ 申請は、本人や家族のほか、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所などによる代行申請も可能です。

介護保険のサービス以外にも様々なサービスがあります。
ケアマネジャー（介護支援専門員）などにご相談ください。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険のサービスを利用する方などからの相談に応じ、利用者の希望や心身の状態等を考慮して適切なサービスが利用できるようにケアプランを作成し、サービス事業者等との連絡調整を行うのがケアマネジャー（介護支援専門員）です。



ケアプラン作成の流れ

① 利用相談

本人や家族の要望を聞きながら、本人の心身の状態にあったサービスをどのように利用するか相談します。



② サービスの調整

サービス提供事業者と連絡調整し、サービスの予約などを行います。

③ （介護予防）ケアプランの作成

作成したケアプランを提示し、本人や家族から同意を得ます。

※ ケアプランの相談および作成は無料です。（全額を介護保険で負担します。）

●要介護度ごとの身体の状態

（平均的な状態の例ですので、ご本人の状態と完全に一致するものではありません）

事業対象者	要支援1または2に相当する状態
要支援1	日常生活はほぼ自分でできるが、起き上がり・立ち上がりなどは何かにつかまらなければできない状態
要支援2	歩行や入浴などに何らかの介助が必要
要介護1	歩行や入浴のほか、薬の内服、金銭管理、電話の利用等に何らかの介助が必要
要介護2	歩行、入浴、金銭管理などのほか、衣服の着脱や排せつ等に何らかの介助が必要
要介護3	入浴や衣服の着脱、排せつなどに全面的な介助が必要 認知症がある場合は、かなりの問題行動や理解力の低下が見られる
要介護4	食事や入浴、衣服の着脱、排せつなど日常生活に全面的な介助が必要 認知症がある場合は、問題行動が一層増え、理解力もかなり低下する
要介護5	生活全般にわたって全面的な介助が必要

身体障害者手帳をお持ちの方

介護保険サービスと障がい福祉サービスが重複する場合は、介護保険が優先されます。
(要介護認定の申請が必要です)

なお、ガイドヘルプサービスなど介護保険にないサービスや、障がい者特有のニーズに基づくサービスが必要と認められる場合は、障がい福祉サービスを利用できます。

また、平成30年4月から共生型サービスの指定を受けた障がい福祉サービス事業所でも、介護保険サービスを利用できるようになりました。